

委員会提出議案第 2 号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年2月18日提出

提出者 議会運営委員会  
委員長 田代国広

熊本県議会議長 池田和貴様

## 熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則（平成3年熊本県議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「出欠席」を「欠席」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「出産」の次に「、育児、介護」を加え、「事故のため」を「やむを得ない事由のため会議に」に改め、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産する場合においては、妊娠中の議員にあっては出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の予定日（出産の日が当該予定日以外の日であるときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの期間の範囲内において、出産後の議員にあっては出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間の範囲内において、あらかじめ議長に届け出ることにより、会議を欠席することができるものとし、この場合における届出は、欠席する期間の初日及び末日並びに出産の予定日又は出産の日を明らかにしてしなければならない。

第85条第1項中「及び」を「並びに」に、「住所（法人にあってはその所在地）を記載し、請願者（法人にあってはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」を「氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載しなければ」に改め、同条第2項中「署名又は記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

女性をはじめとする多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるような環境を整備する等のため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この規則案を提出する理由である。